

第2回 関係職員 ヒアリングまとめ (聴き取り=令和2年)

○青字は、奥野メモです。

1、「経営専門監の就任」に関して

《 職員課長・当時 》

専門監として雇う際の金額には関わっている。

2、「経営専門監の1年延長」に関して

《 職員課長・当時 》

病院経営専門監の1年延長に当たり、報酬に関してどうするかという議論はあった気がする。議会で、「いつまで置いておくのか」「金額が高い」という意見が出ていた。

↑当時、有賀氏はいない。与党も河内氏の残留を嫌がっていたということ。

《 小山事務長・当時 》

「専門監を1年延長」に関しては、事務方は関与していない。馬場市長には、院長が毎月会っていた。

《 小川副市長・当時 》

専門監がなぜ1年の延長したのかはわからない。自分のところではなく、市長のところに話があったのだと思う。元から「4年目は無いよ、臨時職員で」という事で、市長から言われての事だと思う。

「経営専門監」という条例上にある役職レベルにおいても、院長？もしくは河内氏が、市長に直談判した事により、副市長との協議も無く決まっていたのであれば、ほぼ、市長の胸先三寸ということ。

市長の意向として聞いた話であれば、理解されやすい話だと、当時、(河内さんは)考えていたのかもしれない。病院から直接、自分のところに要請は無かった。1年延長してくれという話は、小山事務長からは無かった。

この1年延長の話の時に、院長が「話が違う」と怒ったのは、熊井院長に対して、(自分=小川副市長が、)「河内氏にはもうやめて頂きたい」と、言ったからだと思う。

3、「臨時職員への雇用変更」に関して

《 職員課長・当時 》

雇用に関して、病院側から、(河内氏の) 名前を出して相談を受けた記憶はない。ただし、中村参事が、職員課に足を運んでいるのを見た記憶はある。

一般的な相談は多くの課から来たが、「報酬は、30万円の上限を超えてはならない」と答えている。臨時職員への雇用に関して、副市長からの相談は無い。副市長から「職員課と相談してよ」と言われてくる人が多かった。

正直、雇用確認書を見た記憶がない。4月以降、しばらくたってから、「あ、(河内さん、まだ) いるんだ！」という感じで知った。

専門監を臨時職員に切り替えるという発想が思いつかない。どういうやり方をしたのかが、わからない。←職員課の積極的関与は認められない。

《 総務課 職員・当時 》 (24年4月から病院総務課に配属され・日額給の支給を1人で担当。)

(河内氏から)「このような契約になったから」という話を聞いて処理をした。常勤的臨時職員(医師)と同じ扱いだった。

課長や事務長とコンセンサスを取っていたという認識の下で処理したが、本当にそうだろうか?という気はした。河内氏から直接、その話が合った。

河内氏と同じ24年4月から、自分がその担当になったので、その前の段階で調整はあったと推測されるが、引き継ぎは特になかった。←着任したばかりで訳の分かっていない職員に対して、河内氏が直接指示した事が判明

《 中村参事・当時総務課長 》

採用に関して市に相談に行ったことは無い。採用は決定事項として聞いた。賃金額の妥当性を調べるよう事務長から指示があった。教育長の30万円を超えられないと伝えた。

賃金(臨時職員)だと部長決裁となっているので、その都度、市に上げるという事はしていない。病院の場合、医師のランクにより、賃金表に当てはまらない状況があるので、院長と相談しながら進めてきたので、せいぜい院長決済まで。

《 小山事務長・当時 》

河内氏は、改革プランをやるという事で医者を味方につけていて、病院としても、そのまま残してくれたら問題は無いので、どうすればいいかという事で始まった。

副市長に聞きに行ったが、「延長はしない」と言われた。

「院長相談役」という噂を聞いたのは暮れで、1月ごろに、院長から管理会議等で聞かされた。市長の了解を取っていたのではないか。

副市長と相談して、時間外の処理は職員課と調整した。(職員課に、)一般的な話として聞き、職員課も、副市長が良いというのであれば良いという返答ではないか。それを受けて合議協議。

小川副市長から、市長に言っておいた方が良いと言われ、市長に対しては、河内氏を院長相談役として熊井先生のサポートをして頂く事で、副市長とも本人とも話が付きまして、と報告した。そしたら「細かい事は副市長と相談して」と言われた。

河内氏と結託してやったという事では一切ない。何も貰っていないし、利害関係は、一切ない。市長・副市長が、「何も知らない」と言って、職員を守らないという印象がある。

副市長に聞きに行くと、「臨時職員として決裁は院内で上げろ。28万円以外は出さない。」と命を受けた。

河内氏に伝えると、とても不機嫌だった。今までの75万円から28万円というのは揉めた。「市長からも、区画整理、道路、保育園を頼まれている」と、日を追うごとに圧力を受けた。

《 小川副市長・当時 》

(自分のところへは、)中村参事と、もう一人二人できた。部長職の退職者待遇(週3日・28万円)でやってくれと言った。

専門監を1年延長する、しないの時に、(自分=小川副市長が院長に対して、)「河内氏には、もうやめてもらいたい」と言ったことで、(院長を)怒らせてしまったから、(市長は、河内氏を切るとは)もう言えないという事があって、「臨時職員であれば(残せますよ)」という事であったかもしれない。

専門監のあとは臨時職員でという事は、市長から言われての事だと思う。

小川副市長「ダメですと言ったら、院長は辞めるか？」

小山事務長「そう言うかもしれないですね」

小川副市長「じゃあいいや。決裁は？」

小山事務長「院長決済。臨時職員だから、自分には回ってこない。」

河内氏は院長から、「河内氏にはもうやめてもらいたい」と副市長から言われた事を、院長から聞かされていたのだと思う。だから、その次(専門監終了後)は、副市長の方から、相当、何かあるだろうという事で、(院長決済で済む)臨時職員であればという事になったのかもしれない。

《 馬場市長・当時 》

専門監の任期が終わるころ、院長から、病院が危機的状況なので河内氏を残して欲しいという依頼を受けた。これ以上、非常勤特別職で残す事は、市民の理解が得られないという認識であった。

河内氏を残すよう、小川副市長に指示したと思う。しかし、臨時職員で残す事については、知らなかった。

《 河内相談役・当時 》

馬場市長は嫌だったのだろうが、現場は（河内が）必要ということで、雇ってくれないかと院長が言った事によって、変わったということだと思う。

当時、私にいくつかの公用（むこうじま保育園）があったのだが、間に入った事務長が相当苦慮していた。馬場市長は「公務でやらせろ」と。副市長は「それではダメだ」と。どうしたらいいのでしょうか？と聞くので、「そっちで決めてくださいよ」と。

週3日、28万円というのは、部長級の人が大体そんな感じだった。仕事量からして、じゃあ、他の部分は時間外手当を払うからそれで整理してもらえないだろうかということ。

事務長からは、仕事量からすれば、28万円では足りないでしょうと。熊井院長、井上院長からも、遠慮せずに、働いた分はちゃんと時間外の請求をしてくださいとの言葉を頂いた。

河内氏の「臨時職員使用」に関するまとめ

河内氏の臨時職員としての契約は異例で、経営専門監の任期最後の日に、臨時職員としてダブルで契約している。雇用確認書はその翌日の4月1日付で決裁されており、順番が逆になっている。

小川氏は、小山事務長からの報告を「河内氏と馬場市長の間でまとまった話」として聞いており、自分が決裁したという自覚は無い。あくまでも、「市長と河内氏の間で合意を了解しただけ」というレベル。小川氏、小山氏ともに、「臨時職の決裁権者は院長なので、事務方は責任を負わなくて済む」という判断も加わっている事がわかる。

しかし、日野市の事務規定に、院長の決裁権が定めてあろうが、一部適応の公営企業である日野市立病院においては、「院長は、経営面における決裁権は行使できない」という前提条件があるため、院長側にも、「河内氏の臨時職員としての雇用を決裁し、その責任を負う当事者」であるという自覚は、全くない。

よって、事務方は、病院事務規定の決裁体制の不備にかこつけて、責任を安易に棚上げしたことになる。

ただしこの段階においては、小川氏は、「週休3日・28万円を堅持せよ！」と指示しており、事務長はその指示に従っている。雇用契約時点においては、「臨時職員の枠内の契約」としてスタートしており、副市長も事務長も、自分の仕事の範疇である「処遇の決定」に関して、ミスを犯しているとは言えない。かつ、雇用目的自体も、「契約賃金の枠の範囲内で病院業務を支援する」のであれば、何ら問題はない。

「日額給」を初めとする河内氏への違法な支払い等の問題は、河内氏を雇用した後に、河内氏を監督する役職者が不在（指揮系統が曖昧）だったことにより、院内が、いつの間にか、

河内氏をトップに仰ぐ無法地帯となってしまったことにより起きている。

例えるならば、「宮内庁＝（病院事務方）は、首相＝（市長）に従うべき立場にあるが、象徴とは言え実権を持つ天皇（院長）を味方に付けた軍部＝（河内氏）には逆らえない状況が、軍部によって着々と作り上げられた結果、ガバナンスが分散し、機能不全、コントロール不能に陥ってしまった。」といった感じである。

即ち、河内氏を、市長特権条項で採用するに当っては、その特殊性について明確化し、任務について、個々具体的に、臨時職員に相応しく拘束すべきであったと言える。

ここで、「河内氏を残す」判断は馬場市長が下したものであり、「退職部長クラスの待遇で、臨時職員で残す」判断が、副市長が下したものと判明。ここまでは問題なし。しかし、事務長、副市長の認識の外の場において、「院長相談役」という話に変わっていった。

1月に、管理会議で院長から正式に「院長相談役として残る」と発表されている以上、市長の合意は、当然、あったものと考えられるが、馬場市長は、「残せ」とは言っても、その残し方までは支持していないため、副市長と事務長の合意内の働き方であれば問題なし。

院内においては、元々、医師の時間外に対しては「働いた分に対して出すのは当たり前」というのが共通認識であった。河内氏の「院長相談役」という働き方は、院内において、「常勤的臨時職＝医師と同待遇」と認識されていたことにより、「市長との合意の上で決定された任務」であれば、当然、出して当たり前という認識でいたことがわかる。

しかし、河内氏の働き方に関しては、「28万円の範囲で、できる事をしてくれさえすれば良い」というのが、トップの共通認識であったという事実以外、何も見えてこない。

事務方側が、ルール上の交通整備はするけれど、「事務方が口を挟めるような契約では、もともとない」と捉えてしまった事が、こうした特殊性を、河内氏から逆手に取られる原因となっている。

河内氏は自分の事を「院長相談役」と職員に呼ばせる事によって、自分にはあたかも院長と同等の権利があるかのような錯覚を職員に与える事に成功している。その結果、契約時点で公式に確認されていない任務＝本来なら副市長がやるべき任務を、副市長退任後も、延々とやり続ける事が出来た。

実は彼は、病院経営専門監時代も、こなしていた任務自体は、副市長時代からの懸案業務であった。専門監時代にも、堂々と、川辺堀之内区画整理組合の相談に当たっている。

河内氏が経営専門監時代に、市長代行として組合に相談・指導に出向いた日

平成 22 年

10月18日(月)、11月12日(金)、18日8(木)、26日(金)、12月3日(金)、9日(木)、24日(金)

平成 23 年 1月13日(木)、14日(金)、21日(金)、27日(木)、2月4日(金)、10日(木)、17日(木)、24日(木)、3月3日(木)、4日(金)、17日(木)、24日(木)、31日(木)、4月7日(木)←交渉相手は堀之

内元部長 14日(金)、21日(木)、5月19日(木)

平成24年 4月1日(日)= 院長相談役に就任、4月12日(木)、18日(水)、19日(木)、21日(土)、25日(水)、5月1日(火)=理事長相談役に就任、2日(水)、9日(水)、10日(木)、11日(金)

4、「相談役 就任前後の状況」について

《 村田事務長・小山氏の後任 》

「医師は足の引っ張り合いをして、病院がごたついていた。管理会議等では、事務は薬剤の下だから底辺。(医師をコントロールできない) 事務は板挟みになってしまった。

院長を引き留めるためにも、経営のためにも、河内氏が必要だった。独法化していれば、何の問題も無かったが、その辺の整理をせずにこういうリスクな状況を作ったのは行政の責任であり、病院に責任を押し付けるのはおかしい。

《 小塩事務長・村田氏の後任 》

第二次改革プランを作るためのヒアリングに引き続き関わっていたので、臨時職員就任後も、「河内氏は、設置者代行という位置づけ」いう職員の認識は、変わっていない。

組織図としては、院長と同格。その上に名誉院長がいた。経営専門監時代は、経営に関しては院長より上。院内に関することは院長の手前。病院の職員というより、あくまで市長の代行として市から送り込まれてきたという意識。

事務長として帰ってきたころは、いろんな成果を上げていて、事務長はお飾りみたいな印象。

質問 院長相談役の勤務管理は、どちらの仕事なのか、院長と事務長で話し合ったことはあるか？

小塩 ない。お互いの認識として、院長相談役は自分たちの範疇ではない。(事務長は) 命令できる立場にはあるけれど、実際にはそうではないので、院長がやるのが相応しいのではないか。

5、「雇用直後から 3000 円×時間数で支払っていた事」に関して

《 職員課長・当時 》

質問 初めから「時間単価 3000 円・80 時間」で支払っている明細があるか？

課長 職員課は、「オーバーした時間のみ支払ってください」としか言わない。

大原則として、臨時職員の残業は、職員課と協議しなければならない。

《 総務課 職員・当時 》

質問 この明細（病院資料 13）を作成した事はあるか？

職員 起案をしており、認識はあった。河内氏から、100 時間、120 時間の時間外勤務でも、80 時間分で良い、という話は合った。

質問 時間外勤務命令簿が無いのに、それでも時間外と言う認識であったのか？

職員 緑色の時間外勤務命令簿は、根拠として必要。河内氏自身で作られていたという認識。

質問 「3000 円×時間数」となった経緯は？

職員 医療職のベースでこの金額が決まったからと言う指示だった。

質問 当時の実務の状況として、河内氏に対する単価 3000 円の時間外勤務の支払いは、誰の起案で、誰の決裁で決まったのか？

職員 担当は私。決裁は少なくとも課長まで。これが毎月部長まで行っていたかと言うと、それは違うのではないか？

↑河内氏に対する時間外の支給を、河内氏自身が職員に直接命じている。

起案した担当職員は、直属の上司である総務課長による正式命令は無くとも、その総務課長より上の立場にいる河内氏から「こういう風に決まったから」と言われれば、当然の事ながら、手続きを進める事になる。

コンセンサスが取れていない場合には、支払い命令を出す立場にある総務課長から、何か言ってくるはずであるが、支給は、滞りなく継続された。最低限、総務課長の決裁が無ければ、あり得ない事である。そして、起案が回議書として残っていないのは、総務課長止まりだったから。

決裁権者の事務長・（お飾りで院長）・事務長が決裁に関与していれば、公式文書として保管されているはず。「河内氏に関する案件だけ紛失」と言う理由は通用しない。

- ① 副市長の同意が得られない事を重々承知の総務課長は、直接手を汚す事はしないけれど、支給には同意した。
- ② 院内No.2 の立場にいた河内氏の権限で支給した事にして、自分はその命令に従ったことにした。
- ③ しかし、「これが正式契約であると支払い担当者自身に思わせなければ、支給自体が無理なので、担当者に起案させる事で、決裁済みと思い込ませた。」

こうした流れであったことが伺える。河内メモを振り返れば、河内氏が総務課長に対して、「あなたに迷惑はかけない」と約束した上で支給をお願いする資料 9-〇は、まさしく、こうした状況を指して、「責任を取る」担保とした証書＝覚書だとわかる。

《 小山事務長・当時 》

時間外についての処理が、「3000 円×時間数」となっている経緯については、決裁区分の関係（時間外は管轄外）で、自分は知らなかった。

《 総務課 職員・当時 》

「3000円×時間数」は、「医療職ベースで決まったから」という指示だった。

担当は私。決裁は課長止まり。これが毎月、部長まで行っていたかと言うと、それは違うのではないか。

《 中村参事・当時総務課長 》

質問① なぜ、週3日の契約なのに、週5日働かせることになったのか？

中村 ほとんど毎日来て、結構朝から晩までいた。時間外でも出ていたかと思う。「3日以外は時間外で出す」という話でスタートしていたと思う。

質問② 週2日分を、河内氏以外の者が担うという発想は無かったのか？

中村 院内のいろんな情報は、河内氏が持っていたので、誰も代われなかった。勤務時間も朝から晩までなので、市役所の勤務体系には当てはまらない。

質問③ その事に関して、河内氏とのやり取りや、何か、要求などがあったか？

中村 28万円の臨時職員採用が決まった際に、記憶では、河内氏がA4の紙に書いた業務内容を、起案文書上では「別紙参照」とした。でないと、事務長も印鑑を押さないはず。その添付文書が無いというのが、意図的に何らかの対処をしたのではないかと、今の段階では考えている。

↑起案文書とは、職員が起案したと回答している回議書の事。

質問④ そのA4の書類に、病院以外の業務が掛かっていた記憶があるか？

中村 ない

質問⑤ その書類は、河内氏が作ったものか？

中村 河内氏が手書きで作ったものだったと思われる

↑中村氏は、「臨時職員採用となった際に、河内氏が書いた業務内容を「別紙参照」として添付したと回答。「その業務内容に従えば、初めから時間外が発生してもおかしくないわけで、事務長も、その添付資料が無いことには、押印しないはず。」という主張だが、起案文書には、そもそも、「別紙参照」という記載自体が無い。

中村氏は、臨時職員採用の起案文書と「時給3000円×時間数で支給」の起案書を、同一のものとして記憶が混濁しているようだが、起案した職員の証言から、「300時間の支給」自体に限った起案であったことがわかる。

「28万円を超えるなどという副市長からの指示」や、「臨職の時間外は、職員課を通さなければならない」「職員課は関与していない」という現実からして、「了解はあったにも拘らず、その添付資料が無いのはおかしい」とか、自分を庇う際には、「手書きの文書が採用されることは無い」と証言しているにも拘らず、小山事務長が押印したはずとされる添付文書に関

しては、河内氏の手書き文書だとしている。

その手書き文書を目にした人間は、彼一人しかいない。

質問⑥ 第一回ヒアリングでは、「週3日、時間外無しと、記憶している」と答えているが、超過勤務の決裁は、回ってきていたのではないか？

中村 超勤カードを小山事務長が現認して払っていた流れ。月一回、右上の決裁欄は押していたと思う。30時間が時間外の上限で、ずっと30時間を超えて、ずっと30時間だった。実際にはもっと勤務していた。

(相談役になってから暫くして)「これではやっていけない」という話が河内氏からあった。「時間外で」という話をした。9月ごろ、30時間の上限を無くした。実際には、働いた分を支払う必要があったから。

病院事務方は、臨時職員の残業時間を増やす場合に、職員課に相談しなければならないが、中村氏は、河内氏からの賃上げ交渉を実際に受けて、職員課に相談しないで決めている。「小山事務長が現認して支払っている」としているが、彼以外の証言からすれば、小山事務長は「上限30時間」の撤廃に関して、中村参事から説明を受けないまま、押印したと見られる。「3,000円×時間数」を決裁し、指示したのは、総務課長としか考えられない。

6、「時間外100時間超により、院長処理になった経緯」について

《高尾課長・中村氏の後任》

村田事務長が時間外に印を押さなくなったので、「事務決裁上は、事務部の扱いなので、事務長が押すべき」と話したが、「病院が院長相談役として雇っているから、院長に押ししてもらいたい」とのことだった。

事務管理上、臨時職員は、総務課の管轄だが、院長相談役という河内氏の肩書は、運用上は、医事課の管轄になる。運用と管理が捻じれる雇用形態だった。

《村田事務長・小山氏の後任》

河内氏は、時間外について、(医事課の管轄である)管理会議も面接も出してきた。こちらでは把握できないから、院長の判断に切り替えた。土日出てきていたという事も知らない。臨時採用ではなく(非常勤特別職のままであれば)、こうした問題は起きない。事務方が尻拭いしてきたという感じ。

《小塩事務長・村田事務長の後任》

院長は、あくまでも時間外だけだが、自分がやる気だった。1か月まとめて印を押す事は自分がやるべきものと思っていた。

河内氏の雇用契約は事務方がやっていた。労務管理としては押印するだけ。所属自体がはつきりしなくて、管理する意識が無かった。誰もやらないから、院長や事務長がやるという意識。

井上院長（熊井氏の後任）

河内氏の賃金がかかなり高額になっていたことから、時間外勤務の抑制のため、（院長が）決裁する事になったと記憶しているが、明確な取り決めは無かった。 臨時職員の勤怠管理は、それまでと変わらず事務部で行っていたと認識していた。（ので、いい加減にやりました。）

7、「日額給から週5日勤務+100時間に是正された背景」について

《 高尾課長・中村氏の後任 》

甲蘭乙欄を一つにまとめる際に、「市のどの部長よりも仕事をしているのだから、1000万円から1200万円くらいで」という話が、河内氏から村田事務長にあったと聞いている。その金額は、議会答弁上、耐えられないので、残業代については上限100時間程度と決めて、ある程度見る事に対応した。時間外は「労働の対価」として処理。

《 河内 院長相談役・当時 》

馬場市長は「公務でやらせろ」と、小川副市長は「それではダメだ」と、間に入った小山事務長は、「どうしたらよいでしょう」と苦慮していた。事務長からは、「28万では足りないでしょう」と。熊井院長からも、井上院長からも、「遠慮せずに、働いた分はちゃんと時間外の請求をしてください」との言葉を頂いていた。

質問 決定した時間外を担当者に伝えるようなこと、給料に対する不満を漏らした事はなかったか？

河内 断じてない。自分の口から給与について不満を漏らしたことは、一度もない。

8、「日額給の契約の当事者」について

《 職員課長・当時 》

河内氏からは、「余った時間で仕事だか役員だか、他の仕事をして良いか？と聞かれた事がある。「業務に支障なく、許可があれば、一般論としてできる」と答えた事はある。しかし、医師の兼業が職員課へ回ってきた事はあるが、河内氏の件として職員課に回ってきたことは無い。

《 総務課 職員・当時 》

(24年4月から病院総務課に配属され・日額給の支給を1人で担当。)

河内の支払い(=日額給)をするときは、「このような計算をしてくれ」という事は、課長や事務長からは無く、河内氏から直接あった。事務長は、その計算方法は、承知していたと思うが、指示としては無かった。

日額給に関しては、河内氏から、こう決まったと言われた。コンセンサスがあったかは正直分からない。疑問があったが、「こう決まったから」と言われた時に、聞けなかった。質問や反論ができる相手では無かった。

質問① その話は紙でもって来たか？口頭であったか？

職員 メモ書きで貰った。積算式が書いてあった。

質問② この件を課長に相談した事はあったか？

職員 課長にその話はしていないが、決裁は上げてあるので、内容は把握していると思っていた。河内さんが来て説明しているときに、参事等は認識できていなかったのではないかな。病院のやり方として、一事が万時、事務長を飛ばして、これをやりなさいという上意下達の流れになっていた。

質問③ 支払いの変更についての起案や、支出負担行為に該当する契約など、見たことはないか？

職員 **日額給のような起案は残っていない。** ←起案もしなければ、契約も無い。

フルの契約ではない常勤的臨時職員と同じ作りにしたのではないかな。働いた分を時間外で支払うイメージに近い。

質問④ あなたが担当であった時は、祝日分が除かれて支払われているように見えるが、どのように扱っていたのか？

職員 基本的には、土日に働く契約にはなっていないので働いた分のみで払う。支払い事務のやり方については、後任者に引き継ぎをした。課長補佐にも、どこまで話をしたかは覚えていないが、引き継いだ。

支払い発生後、課長からのフォローは無かった。日額給に関して、問題があった事はなかった。

この職員は、24年4月から病院総務課に配属され・日額給の支給を1人で担当している。

(26年3月まで所属した後に異動) 26年4月に入れ替わりに入ってきた高尾課長は、誰からも引き継ぎをされていなかったため、暫く気が付かなかった。高尾係長は、自分と同時に着任した課長補佐からこの件を聞かされている。この職員から引き継いだ職員〇〇から状況を確認した課長補佐が、上司である高尾課長に伝えた模様。

高尾課長が、補佐から伝えられなければ、知らないままだったことを考えれば、中村課長も知らなかったという事はあり得る。

《 高尾総務課長・中村氏の後任 》

河内さんがメモを残しているという事は、結局は、(日額給は) 市長案件であるものと思っていた。 病院だと、市長特命事項で仕事を受けるという契約もあるのかな？と。

当時、区画整理とか言っていたので、臨時職員だとこのような契約の仕方があるのだな？と。

質問 資料 15—②に、「労働の対価として謝礼を支払うよう業務命令が出ていた」とあるが、この 6 万円の認識は、「賃金」だったのか「謝礼」だったのか？

高尾 中身としては賃金

河内氏は、専門監時代も相談役となってからも、「市長特命事項」=副市長時代からの懸案事項に取り組み、非常勤特別職のままの働き方を通してしている。

河内メモでは「ごちゃまぜで働く」と宣言しており、仕事の中身を時間で切り分けて働く気は、初めから全く無い。賃金と見なしているのは、そうした現実を全く踏まえていないという事。

質問 28 万円を 55 万円にした時に、本庁への相談は？

高尾 村田事務長がしたかもしれない。事務長からこういう話があったという事もなかった。

第一回ヒアリングでは、高尾課長は、「日額給に気が付き、河内氏からの聞き取りをした際に河内メモを渡され、村田事務長に改善要求した」事になっているが、その結果を、事務長から知らされていない。

という事は、日額給の是正は、どのレベルの協議による決定なのか？

河内氏の処遇レベルになれば、病院だけの判断で決裁することはできないはず。

日額給の存在を明らかにした第三者委員会が主催した一回目のヒアリングでは、大坪市長や荻原副市長も聞き取りの対象であったが、二回目に関しては、市長も副市長も聴取されていない。 証言させる必要がある。

《 小山事務長・当時 》

(報酬アップの) 相談自体は、(臨時雇用となる) もっと前から頻繁にあった。「他の支払い方法は無いのか？」と聞かれ、監査委員に相談した事もあった。

24 年 1 月から 3 月のどこかの例月監査で、監査委員に「一般論として日野市長から 2 つの給与が貰えるのか？」と聞いたら、「任命権者が認めればそういう道はないわけではない」と言われた。河内氏にそれを伝えたら、「市長の了解があれば、貰えるのかな」と言うので、「そんなことがあるのか？」と聞いたら「貰ってはいないけど、いろいろな仕事をしている」とは言っていた。

24 年に臨職採用がスタート後、河内氏からは、給与が安いという話は何度もあって、事務長室で中村課長と 3 人で話した際に、「市長と相談して欲しい。市長が認めれば」という話はした。

2日分の報酬ではなく、あくまでも時間外で処理させて欲しいと伝えた。

日額給がスタートするH25年の2月に移動したが、1月分から6万円になっている事を見ないで移動した。

質問① 6万円の決定プロセスは？

小山 自分と中村参事の認識としては、「時間外」でなければ、出す道はない。1年間 ダメと言い続けているのに、異動するから良いですよとは言えない。

河内メモ中、自分の書いたとされるものには印が無い。事務長が院長に文書を出す事は無い。そもそも書いた記憶が無い。

質問② 事務長や参事が知らない状況において、決まった話だからと、日額給の支給が通せるものなのか？

小山 あり得ない。が、実際には支払っている。院長の了解だけで支払う事はなく、副市長の了解は取るもの。

質問③ 河内氏が、「上で決まった話だから」と言っただけで払えるのか？

小山 熊井院長の了解だけで払う事はしない。副市長の了解は取るもの。6万円に関して、市には相談をしていない。河内氏本人からは、「甲欄乙欄（賃金と報酬）で欲しい」「他で、もっと貰える方法はないか？」という話は、以前から何度もあった。

質問④ 村田事務長から、小山前事務局長からの引き継ぎはあったと聞いているが？

小山 時間外で払っているという話は引き継いでいる。香蘭乙蘭でという話は、任命権者の了解が得られないという話は、河内氏本人にも伝えてある。

質問⑤ 決定の経緯に関する起案文書が全くないが、記憶にないか？

小山 そもそも6万円という金額は記憶にないし、河内氏の契約を変えるという事に関わった記憶がない。非常勤という雇上げからしたら、時間外しか道は無いので、それ以上の事は考えられない。

質問⑥ こうした金額を決める時には、一般的にどういうやりとりを踏むか？

小山 事務屋なら、院内では決めない。職員課と協議が必要。河内氏から、何度も報酬アップの話はきたが、6万円では、副市長からの了解が取れない。

質問⑦ 前回ヒアリング時の「日額6万円を市側に相談しないで決めるというのは、病院だけで決められない」という趣旨の発言からすると、考えられない話であるが？

小山 あり得ない。後で説明がつかない。

質問⑧ 中村参事とは、当時、このことについて何か話をしたか？

小山 医師の金額は院長と話すが、中村参事とは、どうこう話したということは無い。河内氏の事であれば、覚えているはず。こんな危ない橋を渡るようなら、辞表を出す覚悟であったはず。

質問⑨ 資料9-①では、24年12月の時点で、金額をあなたが提示しているではないか？

小山 事務長自ら、「時間外はつけない」とは言えない。あくまでも河内氏が作成した文脈の中での話。

質問⑩ このような内容（河内メモ通りの）だとすると、事務長が責められるが？

小山 資料の内容は、通るものではない。全部適用ならばいざ知らず、一部適用ならばできない。（「院内だけの決定」で済む話ではない。）

質問⑪ （河内メモにおいては、）28万円以外は無理という話が消えてしまっているが？

小山 河内氏が自分で仕立てたとしか思えない。

質問⑫ この話が、組織として決まったという事は考えられないか？

小山 （病院の場合）給与決めるプロセスがあっても、それに従っていたら人が来ないので、いろいろと整備が必要だった。だから余計に、事務職員は、本庁に繋ぐというラインを守ってきた。何かあれば、小川氏に聞いているはずだが？ = 「組織的に決定された話ではない」

質問⑬ 中村参事が、自分の記憶にないと言っている文書がある。

小山 これは中村参事も起案しない。こうは書かない。「文責」都は、医師が使っていた。

《 中村参事・当時 総務課長 》

「上限 30 時間」を撤廃してあげた秋口以降、河内氏からは「給料を増やしてくれ」という話は受けていない。自分が話を聞き入れなかったので、「言ってもしょうがない」という事だったのかもしれない。

河内氏の給料を、「残業代上限を無くす」ことによって増額してあげたと証言している関係者は、組織内において中村氏ただ一人である。しかも、証言を聞く限りにおいて、彼一人の権限で、増額ができています。

「日額給」導入の経緯については知らない。

河内メモ 9-③は、記憶にない。

河内メモ 9-④に出てくる「文責」という言葉は、医師間で使う言葉であり、事務方は使用しない。

↑この文書を書ける立場にあるのは中村参事だが、作成自体は河内氏である疑いが濃厚。記載の全てが事実かどうかは別として、日額給の交渉相手は中村氏であった可能性が高い。

質問① 起案につけた文書は、河内メモ 9-①ではないか？

中村 決裁に手書きの文書は付けていない。

（河内メモについては）つじつまを合わせるように書いてあるなという印象はある。

9-④は、副院長以上との打ち合わせの際に使ったのではないかと思われる。

最終的にお金を出していたわけだから、どこでどういう風になっていたのかは、経過が知りたいところ。臨職の賃金は、課長決裁なのだから、何かあったら課長が責任を取ればよいという話かもしれないが、全く経過がわからないというのは解せない。本人が打ったのかもし

れないが、文責という言葉は入れない。

↑日額給の支給に関して、「市長と院長との間で合意し、市長が決済した場合」に、まず、職員課を通して中村参事に連絡がくることになるが、河内氏の場合は、臨時職員に作用された際にも、「院長決済により、院内処理で処理された」という位置付けなので、市長が合意した場合でも、職員課を通すことは無かったはず。

市長の合意の下で「院内だけで処理された場合」には、小山事務長の方には隠す理由など全くないので、中村参事に対して起案書等の手続き等が指示されたはずである。

そもそも市長の同意など初めから無く、「河内氏から、日額給の支給の対する同意を求められた院長が、ただ単に了解しただけだった」とした場合でも、院長は事務方を通さなければ出払うことはできないばかりでなく、そもそも院長には、事務方に命じる権限が無い。

その点、中村参事は、日額給の支給明細を管理する立場にあるため、事務長の関与がなくとも、支給開始自体は可能。事務長が総務課長を飛び越えて、総務課職員に支給を命じる理由が無い。自分の命令がなければ、絶対に開始できない立場にある総務課長が、「支給の経緯が全くわからないのに支給されていた」「支給されていたことさえも気が付かなかった」という状況で居続けられるか？と言え、不可能である。

《 村田事務長・小山氏の後任 》

(自分の代で)「日額給＝明細2通」を、「週5日勤務」へ1本化する改善をした。
河内氏から委託契約の話が出たのはこの時かも。

《 小川副市長・当時 》

質問 臨時職員になった際、週3日以外の2日を時間外という名目を出していたが？

小川 臨時職員に時間外なんてないから、させないと思う。

↑小山事務長は、プラス上限30時間でスタートした経緯は知らないが、「働いた分は出すべき」と考えているので、これを認めてきた。中村参事は、「働いた分は出すべき」という同じ理由で、上限「30時間」を撤廃している。

区画整理も保育園関係も、河内氏の言い方は、「こうやっていますので、私にやらせてもらえませんか？」という感じ。市長の方から河内氏に「お願いします。」と言ったのではなくて、河内氏に対して市長が「いいですよ」という風に言ったんだと思う。

保育園の関係は、開発の際に自分が反対したら、「市長が河内に頼んだ」といった(河内氏からの)話だったが、実際には違うと思う。・・・市長に聞かないとわからないな。

質問 直接、あなたのところに来たということはあったか？

小川 月一回の情報交換をしてくれと言われてやっていたが、3年目だかで止めた。途中でやめてくれと言ったことがある。(情報交換は、)臨時職員になってからは、やっていない

と思う。

河内氏が何をやっているのかは、全然、わからなかった。むこうじま保育園の頃、最後の一年（25年当時）は、会っていなかった。

（自分が河内氏と）月一回会っていた頃、（河内氏は）市長とも会っていたようだ。その際、「副市長の方も了解済みですから」と、先に言っていたと思う。

《 河内 院長相談役・当時 》

質問 9-①の資料について、「市と交渉するにあたり、算出根拠を作ってくれないかという事で、作ったのだと思う。」と、（あなたは）発言している。通常、そういった依頼は、誰からあったものなのか？

河内 誰からの依頼なのかは曖昧に回答。

発言の後部で、「これは、自分の覚えとして作った」と回答。私文書である事を認めた。現状は、公的契約抜き（契約者不在、契約書不在、契約内容不明）に、その私文書通りの金額が、公的に支払われたという現実しか無い。

質問 「事務長からこのような提案があって、了承した」というやりとりがあったということか？

河内 その通り。「事務長の言う通りにするのでうまくまとめてください。その結果に従います。」というのがこの文書。

質問 決定にかかる市側の意思決定文書が見当たらないが、このメモを見る限り、あなたは日額給に関しては、誰かと了承・合意していたという事で良いか？事務長から提案があって日額給が決まったという事か？

河内 事務長からの提案だと明確に言えず。曖昧に回答。

質問 当時の事務長は知らないと言っている。事務長が知らない状態で、報酬を変更することが可能であったと思うか？

河内 雇用契約の中で切っていくものは最重要なので、どうやって決めたのか、自分さえわからない。いつ誰が、河内にこの金額で払えと言った人は、市側でも病院側でも居ないのでは？ ←いなければ、支払われるわけが無い。逆に、自分が職員に直接命じた場合のみ、この状況が成り立つ。

（自分への日額給の支給は、）50万円とか60万円とかの仕事量を、時間外で調整したというよりは、実勤務した分を時間外として払ったという話かもしれない。

「週3日、28万円を守る」という市の基本的考えがあって、「2日プラスについては、市立病院と私が自由に契約すれば了解」という話であった。小山事務長から聞いた。

質問 「このように日額6万円と決まったので対応してください」と、担当者に対し、支持・指導をしたことはあるか？

河内 無い。

質問 決定される経緯について、何かご存じか？

河内 週3日プラス週2日分の金額を割り戻した形で6万円になったのではないかと。そうでなければ、ハンコを押す人も押せないのでは。

質問 1回目のヒアリングの際に河内氏が提出したメモには、「本メモは、1月25日、事務長よりの依頼で作成」とあるが、何かメモ等で確認したのか？

河内 市長から「準公務的な仕事（＝むこうじま）を、公用でやってくれないか」という事で依頼されていた時点（24年7月26日）に作成し、この二つの事（注1）を馬場市長に確認している。25年の2月25日（注2）に、病院の事務長はじめ職員に渡した。

注1 二つの事＝相談役は臨時職員として賃金でもらい、市長特命事項は報酬で貰う。

注2 2月1日から小山事務長に代わり、村田事務長が就任

「本メモは、小山事務長の依頼で作成」の部分は、当時、小山事務長から「小川副市長に話すのに、何かメモはありませんか？」と言われての事。

質問 小川福市長とは、直接話すことはあったのか？

河内 専門監の4年間のうち、1～2回。1回は、「余計な事だけど」ということで、「河内さんはもうやめたから（情報交換は）いいですよ」と言われた。メモは置いて来なかった。市長には話した。

要するに、院内の合意はこうなっていると見せかけるためのメモを、自分が直に交渉するために作成し、副市長にも見せようとしていたし、市長には実際に見せていたという事。

それ以降は、「ガバナンスが二つになるので、会ってもしょうがないですよ。」と言われたので、それ以来、副市長には会っていない。院長相談役になってからは合っていない。

馬場市長と小川副市長の間でも、スタンスの違いがあった。馬場市長は、ガバナンスの問題はあるが、再度から少しやるくらいはやって貰わないと現場が進まないという話の中で。

副市長は、ガバナンスが二つになるから一切ダメだと。

9、「日額給の違法が発生する背景」について

《 職員課長・当時 》

日額給に関しては、「基本給以外に、もう一本、別の契約を結ぶ」というのは、あり得ない事だと思う。職員課としては、雇用確認書が無いと、お金を出す根拠が無いので払えない。

日額給に関して日野市は、「契約は成立しているが、雇用確認書が存在しないだけ」と主張している。しかし、当時の職員課長は、上記の通り、「日額給の契約には関与していない。」

「雇用確認書の存在自体を知らない。」と証言している。

という事は、雇用確認書は、職員課ではなく病院内で処理され、病院内に保管されていなく

ればならないが、その当時の病院関係者の誰もが、「日額給の雇用契約には関わっていない」と、証言している。（支給に関わった人間は1名＝河内氏から命じられた職員）

「行政において、雇用契約書が交わされていないのに支給される事はある得ない。交わした後に紛失しただけであり、違法性は無い。」という日野市の言い分は、「契約者当事者が存在しない」という状況をもって崩れる。契約者当事者である河内氏本人でさえ、誰と雇用契約書を交わしたのか、相手を特定できていない。

この現状からは、「雇用契約書が公式に交わされていないにも拘らず、何らかの違法な手法が用いられた結果、支給が開始されてしまった」としか言いようがない。

《 総務課職員・当時 》

質問 直属の上司を飛び越えて支持を受け取っていたという事だと思うが、本件事務を相談できるところはあったか？

職員 事務命令系統として、頂点にいる人の命令はやるのが当たり前という気持であった。病院としても、そういう土壌があった。責任の所在として、誰も触れられたがらない雰囲気もあった。上司に情報を提供すべきだった。

《 高尾総務課長・中村氏の後任 》

日額給に関する引き継ぎは無かった。来た際は、文書管理ができていなかった。

河内メモに関しては、河内さんから直接預かった。「なぜ、臨時の3日と報酬の2日で別れるのか？」と聞いたところ、「理事者から許可を得ている。」という回答であった。

教育長が退職する時に28万円だった。小川副市長から、それ以上は上げないようにとの指示があった。2日の部分は、最初、安い金額だった。川辺の区画整理も同様。段々とベースアップを要求してきた。

病院資料9は、河内氏から、「自分で勝手に決めたわけでは無く、仮定（←過程？）の下に決まっている」という話であった。あくまで、総額から割り返している感じだった。

報酬額が、院長よりも高いので、「契約を一本化して欲しい」等の説得を行った。

「院長相談役は、専門的な仕事で、当時の事務長よりは仕事をしているので、市長・副市長とまではいかなくても、ある程度、貰うべきだ」と言っていた。

一本化した後、病院経営専門監のレベルを超えることは無いだろうと思っていた。

（日額給に関する）雇用確認書が無いのは、労災や実績と合わない点が良くない。」と、事務長からも言ってもらい、まとめてもらった。

「雇用確認書が無い」という事は、「週2日分の仕事」中に労災が発生した場合に、その取り決めがされていないために、労働者を守れない事態になるだけでなく、そもそも労働契約の基本がはっきりしないので、実績と金額が合わない状況が発生してしまう事になる。

初めから、雇用確認書は無い中でスタートしていたことがわかる発言と言える。

事務長よりも、河内氏の命令の方が強い組織だった。「河内氏と事務長とどちらの言う事を聞けば良いか？」と聞くと、村田事務長は、「河内氏がいないと病院が回らないから、最終的には、自分が責任を持つからやってくれ」と答えた。

長谷川補佐と〇〇と一緒に、市長や副市長にも直談判に行った。副市長には、2回、直談判に行ったが、「すぐには止めさせられないから、なんとか我慢してくれ」と、回答。（←この当時の市長は大坪氏。副市長は荻原氏）

村田氏は、河内メモに書かれた内容を「トップ同士で決めたもの」と認識したようで、そのメモを基準にして動いているように見える。河内氏は、村田氏が着任して直後にあたる 25 年 1 月 25 日付けのメモを職員に配ったと言っているわけなので、村田氏は当然、河内氏との間で、河内メモの内容は市長が決定したものとして意思統一していたものと考えられる。事務長とは、理事者に一緒に相談に行く事はなかった。事務長が動いてくれれば、直談判する必要も無かった。相談は、二重の賃金の部分ではなく、あくまでも、組織的な権限、統括の部分。

病院では、財務会計システムがあるようでなく、全て下駄ばきで処理している。膨大に来る伝票の一つ、一枚一枚を見るのは難しい。

質問 年度ごとの更新について、本庁から、何か話があったのか？

高尾 無い。だからこそ、事務長に増額の要求をしたのではないか？（小川副市長がいなくなり、猫の首に鈴を付けられる人間がいなくなった）

《 村田事務長・小山氏の後任 》

行政は（河内氏を）認めない、しかし、病院は欲しいという状況下の、妥協の産物ではないか。行政もいけないとわかっていながら、やらざるを得なかった。熊井先生は、馬場市長が引っ張ってきた人であり、その人を大切にしなければ、病院は存続できなかった。

日額給を是正する際は、院長には相談したが、市長には相談していない。

10、「市長特命事項」について

《 村田事務長・小山氏の後任 》

A 街区とか、保育園とか、社協センターとか、病院の業務としては出て来ないものだが、（河内氏は）実際にはやっていた。政治問題で、自分としては立ち入れない。許可する業務でもないし、決裁権と言われても。むしろ、こちらが管理されている。全ては、臨職の始まり、河内副市長の時の問題では？ 病院ではなく、市で被る問題では？

《 小川副市長・当時 》

区画整理にしても保育園にしても、市長からお願いしますという事では無く、河内氏から「こうやっていますので、私にやらせてもらえませんか？」とお伺いを立てられ、市長が「いいですよ。」と言ったのではないかと思う。

保育園建設の開発に自分が反対したら、「市長が河内氏に頼んだ」という話だったが、実際には違うと思う。市長に聞いてみないとわからないな。

河内氏から情報交換してくれと言われたので、月一回打ち合わせていたが、3年目だかで止めた。臨時職員になってからは、会っていない。彼が何をやっていたのかは全然わからなかった。

自分とあった後、必ず市長にも会っていたようだ。「副市長も了解済みです」と、言っていると思う。

反省になるが、自分は、4年間の任期のうち、市長と打ち合わせをしたことはほとんど無かった。河内氏なら自分で説明するところだろうが、自分は、部下に説明に活かした。

河内氏は、市長、副市長間の「意思疎通能力の欠如」という弱点を見抜き、そこにつけ込んだと言える。

《 馬場市長・当時 》

質問 「平成24年、7月26日と、平成25年、2月25日に、この件を馬場市長に確認している。」という河内氏の発言があるが？

馬場 「手伝ってあげてよ」程度の事は言ったかもしれない。しかし、正式にお願いするのであれば、きちんと役職として位置づけるはず。

特命事項に関しては、河内氏が言うように、市長が正式に下した決定だとした場合に、具体的な事実として証明する証拠が残されてしかるべきだが、それすらも無い。

市長に状況報告をした結果、市長から「余計な事をするな」とは言われなかった事をもって、市長から許可された前提で、河内氏が勝手に動き始めたと考えるのが妥当。

11、 「兼業」に関して

《 小塩事務長・村田事務長の後任 》

河内氏は、(毎日ある)総務課の朝礼には出て来ないが、医事課の朝礼には、週1だけ出ていた事を確認している。朝、3階にあるタイムカードを押している。通常は、臨職を1人の部屋に置いておくことはない。病院から外出していたとすれば、中抜け。

出かけるところを見たことは無いが、電話していなくなっているという事はあった。行くとも言われていない。医事課には、トマトとかお菓子とか、お土産を貰っていた。

管理する対象という事が欠落していた。

休暇簿は、月末にまとめて、最後に院長が決裁した後に回ってきた。

12、「河内氏の勤務管理・業務管理において根本的課題は？」

《 小塩事務長・村田事務長の後任 》

相談役にしたことが間違い。専門監止まりにしなければならなかった。中途半端な形で、無理やり残してしまった。経営専門監として送り込んだことさえも、間違いだったかもしれない。

当初、3階の担当か、病院かといった話があった時、小川副市長が直々に来て、病院に入れたらという話もあった。病院と縁が切れた時に馬場市長が切るべきだったかもしれない。

(設置者代行という) 関係性が変わらないまま、ずるずる引き延ばしてしまった。

小塩事務長は、河内氏を残したのは、当然、馬場市長だという認識の下に、「雇用目的を変えず、雇用形態を臨時職員に変更した事」が、問題だという認識

熊井先生や井上先生に残って欲しいと思わせるような河内氏の動きだった。

なぜ、切れなかったのか？と言えば、河内氏が院長を味方につけていたから。

院長の同意をもって、院内における決済が完了したものとみなし、事務手続きをスルーしているようにしか見えない現状からすれば、日額給初め、兼業等の違法は、院長に責任を取ってもらうのがわかりやすい。

なぜ管理できないと言われても、皆、わかっているけどできない。存在が大きすぎる。

院長と相談役の関係ということでは、キャスティングボードを握っているのは相談役。

院長の思いは機能向上計画で、そのシナリオは相談役が具体化していたので、思いは一致していたと思う。その代わりに総務課・医事課が、その煽りや影響を受けていた。

体制としては、異質だった。

《 村田事務長・小山氏の後任 》

行政と違い、企業会計は、ある程度、柔軟性があるのは認識している。柔軟性故に、この問題が入り込んでしまった。

院内において会計管理者に当たる役職は無い。ただ、(院内においては)院長ではないか。やはり、臨職にしたことが問題。

市側と病院の2本のラインがある。病院で解決するものは、基本、病院で完結。

病院は、行政ではないような気もする。

5年間の在任中河内氏の事で、本庁から話はなかった。切れとは言われなかった。

河内氏は、市長と会う機会があったはず。管理責任者はあくまでも市長のはず。

《 小山事務長・当時 》

設置者代行と書かなければ非常勤の契約書はできないという政治的な流れがあった。設置者代行のままでいてくれれば良かった。臨時職で雇うこと自体がおかしい。なので、市長の定めるところの条文で雇うしか道が無かった。院長相談役となれば、院長と同等。自分たちが管理できる次元では無かった。

通常なら、任命権者は市長だが、河内氏の場合、院長や市長のご機嫌を伺いつつ、実は、自分が実権を握って市長を転がしていたという事が、職員ヒアリングからも伺えるし、河内氏には、詐欺的手法を用いて勝手に就任する事が可能な環境が与えられていた。

1度だけ（臨時職員の）契約書を作ったが、次の契約に更新をしないよう、副市長から指示があった。これを受けて、切る気だなと思った。切りたかったが、院長から切らないで欲しいと言われ、1度きりと考えていた（=更新した）が、そこで自分が移動してしまったため、次の4月は、更新有りになってしまった。

この段階で、小山事務長と小川副市長がいなくなってしまったので、経緯を知らないこの間の経緯を知らない村田事務長は、全てを河内氏の言う通りに受け取ってしまった。

13、 「河内氏自身」に関して

《 村田事務長・小山氏の後任 》

報酬改定は、一種の強要、院長に聞いて改訂した。規定上は事務長に決裁権限が有るとしても、そんなの決裁できない。対外的には臨職であっても、体内的には臨職でない。組織上もそういう認識であったし、病院でも臨職とは考えていなかった。来て見てびっくりで、院長の隣に座っていた。

河内氏は体力があり、仕事熱心。臨職が1000万円貰ったら高いが、河内氏の仕事としては高くない。結果を出していたし、院長をフォローしていたので、貢献度は高いと思う。↑対価を支払うに値する仕事をしている。

やり方が良いとは思わないが、議員や周りへの影響力を駆使していた。院長を立てるという部分は副市長時代と同じ。強権も使うし、飴と鞭を使う。政治力が違う。

河内氏から、委託契約の相談があり、「会社を作ってもらわないと、個人名では委託できない」と言った。

自分が来た時には、病院経営の力も付き、影響力が大分強くなっていた。来たばかりの事務長の言うことなんか、聞いてくれない。

反省になるが、自分は、副市長の4年間のうち、市長と打ち合わせをしたことはほとんどなかった。ふれあいホールの件も、財政的に建設可能だとの説明に行かせたが、自分では市長に説明していない。河内氏なら、自分で説明するところだろうと思う。